

# 環境配慮マニュアルについて

小笠原諸島の工事等に携わる東京都職員が設計時（設計に必要な自然環境調査を含む）、施工時に環境配慮指針に基づいて事業を実施する際に、参考となる事項についてまとめたマニュアル。  
本マニュアルは平成26年度に策定し、平成31年3月に第1回の改定、本改定は第2回目となる。

## 改定のポイント

新たな生物情報、世界自然遺産小笠原諸島管理計画の改定に対応

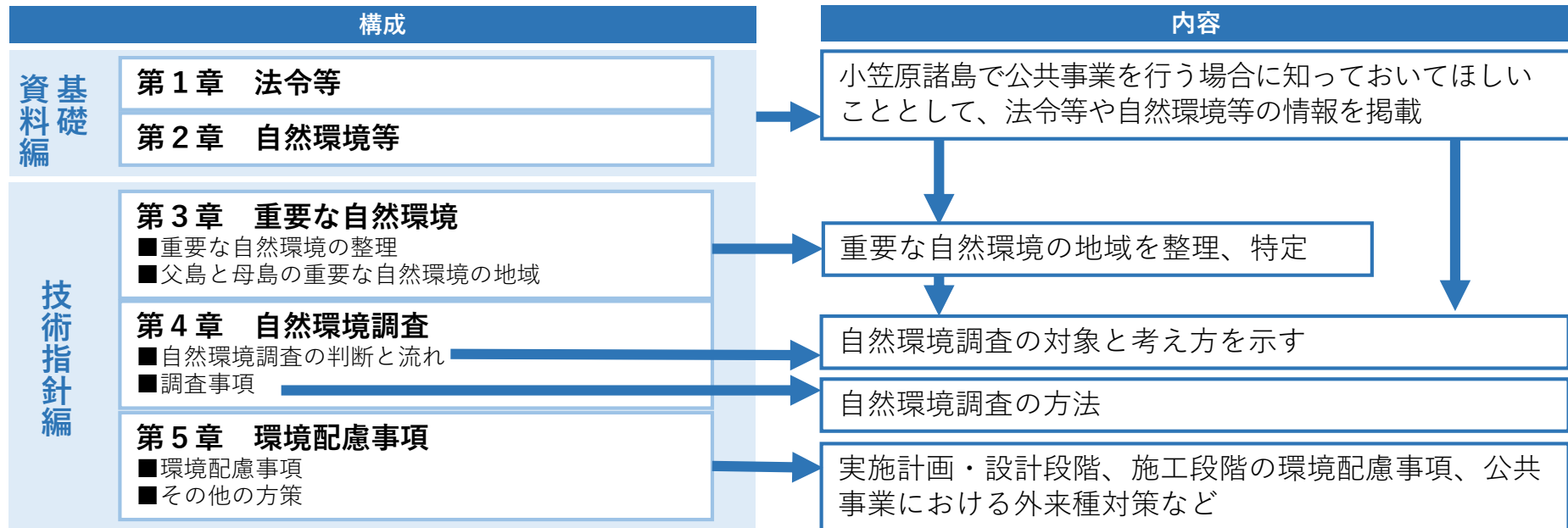
前回改定から小笠原諸島で実施されてきた自然環境調査をもとに、公共事業を行う際に留意が必要な**自然環境情報を更新**

固有種の絶滅回避といった個々の生物種の保全だけでなく、**未侵入・未定着の侵略的外来種の侵入・拡散防止対策を強化**

新たな知見や小笠原諸島特有の自然環境を踏まえた自然環境調査方法と、**環境配慮事項を整理**

野生生物との共存を目指した公共事業として、東京都で実施する環境配慮事業の進め方と、**環境配慮事例を参考資料として作成**

## 環境配慮マニュアルの構成と内容



# 【巻末参考】小笠原諸島環境配慮事例

小笠原での公共事業実施時に外来種対策や環境に配慮した施工方法や資材使用などの事例紹介

## 小笠原諸島 環境配慮事例

小笠原での公共事業実施時には、外来種対策や環境に配慮した施工方法や資材を採用しています。

- 環境配慮【生き物】
- 環境配慮【動物・植栽】
- 環境配慮【景観その他】
- 環境配慮【工法】
- 工事における環境配慮
- 外来種対策



## ウミガメ配慮型公園灯



海に近い場所はフットライト（LED）を設置。ウミガメに配慮した光源と波長とした。海側には光が行かないよう海側にカバーを設置。

## EPS（軽量盛土材）を利用した道路整備



盛土工にあたり、工事範囲を最小限とするとともに、外来種侵入のリスクが高い土砂の搬入を避けることができる。

### 島民や来島者への配慮

環境配慮は対象となる動植物のみでなく、周辺の環境やその場所を利用する村民や来島者等に対しても配慮が必要です。配慮事項の例として以下が挙げられます。

- 事業等の内容について村民や来島者へ事前に周知する
- 事業等が実施中である旨をわかりやすく表示・案内する
- 現場作業中は用具等をできる限り一か所にまとめる
- 現場に設置した観測機器等は使用後速やかに回収する

各島において事業や調査・研究等を実施する際は、上記事項などにも配慮してください。以下に配慮不足の事例を示しますので、島民や来島者への配慮の参考にしてください。

#### ■事例1：ヘリコプターでの南島接近

小笠原諸島の測量を行うためヘリコプターを航行した際に、飛行計画外である南島付近を飛行してしまった。南島に接近した際に、営巣中の海鳥が飛び立つ状況があり、海鳥や観光利用者へ影響が発生してしまった。



##### 【再発防止策】

- ・飛行計画や飛行経路、配慮事項について伝達を徹底する
- ・現場監督による未然防止・中断指示等を徹底する など

#### ■事例2：指定ルート近傍でのトラップ散布

散布型トラップをドローンで乾性低木林内へ散布した。当初は指定ルートから見えない位置にトラップの散布を行う予定であったが、指定ルート上から見える位置に数個のトラップが落下していた。



##### 【再発防止策】

- ・事業を実施する箇所は、指定ルート周辺等の観光利用のあるエリアから極力距離を確保したエリアから選定する
- ・特に、景観への影響については事業実施前から影響を予測し、影響の回避・低減に努める
- ・村民や観光利用への影響が予測される事業を実施する場合には、事前に関係団体、村民への丁寧な説明を徹底する など

### ■事例3：資材の残置

属島ではこれまでに多くの保全工事・事業が行われてきたが、補修などを迅速に行うなどの理由から資材が屋外に残置されている案件も見受けられる。属島に残された良好な自然環境は地域にとって重要な資源であるため、残置材等は役割がなくなり次第撤去し、原状回復することでこれらの価値を損なわないようにする必要がある。



#### 【再発防止策】

- ・工事等を行う際にはそれに伴い発生する廃棄物を想定し、適正な処分も含めて実施内容を計画する
- ・過去の工事・事業での残置材については、管理機関内で情報を共有する仕組みを構築し、必要に応じた撤去・回収が進むよう、協力・連携を図る
- ・工事・事業を計画する際には、原状回復についても考慮し、影響が少ない方法の選択に努める など